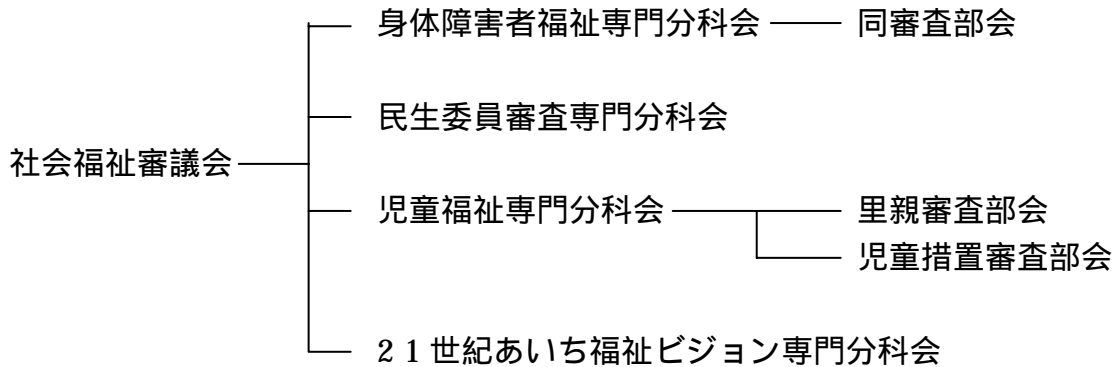


愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要

愛知県社会福祉審議会の組織



1 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

(1) 設置根拠

専門分科会：社会福祉法第11条第1項（法に基づく義務設置）

審査部会：社会福祉法施行令第3条第1項（政令に基づく義務設置）

(2) 設置目的（内容）

身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

審査部会においては、身体障害者福祉法第15条及び同法施行令第3条の規定に基づく医師の指定審査、並びに、同法施行令第5条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行う。

(3) 平成18～20年度における開催状況

専門分科会については、諮問事項等がなかったため開催されていない。

審査部会については、18年度に6回、19年度に6回、20年度に6回開催されている。

(4) 平成21年度の開催予定

専門分科会については開催予定なし。

審査部会については、6回開催予定。（5月20日第1回開催済み）

2 民生委員審査専門分科会

(1) 設置根拠

社会福祉法第11条第1項（法に基づく義務設置）

(2) 設置目的（内容）

民生委員法第5条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、民生委員の委解嘱の適否について調査審議する。

(3) 平成18～20年度における開催状況

平成18年度は開催なし、平成19年度は2回開催、平成20年度は開催なし。

(4) 平成21年度の開催予定

1回開催予定。

3 児童福祉専門分科会及び審査部会

(1) 設置根拠

専門分科会：社会福祉法第 12 条第 1 項及び第 2 項（法に基づく任意設置）

審査部会：愛知県社会福祉審議会規程第 3 条第 2 項（義務設置）

(2) 設置目的（内容）

児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

里親審査部会においては、児童福祉法施行令第 29 条の規定に基づき、里親の認定審査を行う。

児童措置審査部会においては、児童福祉法施行令第 32 条の規定に基づき、要保護児童の処遇について調査審議する。

(3) 平成 18～20 年度における開催状況

専門分科会については、諮問事項等がなかったため開催されていない。

里親審査部会については、18 年度に 3 回、19 年度に 3 回、20 年度に 3 回開催されている。

児童措置審査部会については、18 年度に 5 回、19 年度に 4 回、20 年度に 4 回開催されている。

(4) 平成 21 年度の開催予定

専門分科会については、開催予定なし。

里親審査部会については、2 回開催予定。

児童措置審査部会については、5 回開催予定。

4 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会

(1) 設置根拠

社会福祉法第 11 条第 2 項（任意設置）

愛知県社会福祉審議会規程第 3 条第 1 項

(2) 設置目的（内容）

21 世紀初頭における本県福祉の進むべき方向を明らかにした「21 世紀あいち福祉ビジョン」の目標達成に向けてのフォーアップを行うとともに、新たな課題について調査審議する。

(3) 平成 18～20 年度における開催状況

18 年度に 1 回開催、19 年度は 2 回開催、20 年度は 4 回開催されている。

(4) 平成 21 年度の開催予定

2 回開催予定。